

◆保守点検などのため全館休館します。ご了承ください。詳しくは、各施設へお問い合わせください



北部市民SC ☎(845)2261
↓ 休館日 8月27日(土)
東部市民SC ☎(853)1039
↓ 休館日 9月3日(土)

粗大ごみの申し込みは 余裕を持って専用電話へ

例年、季節の変わり目の9・10月は粗大ごみの申し込みが集中し、休み明けの平日などは専用受付電話が大変混み合います。日にちに余裕を持つておかけください。あらかじめ粗大ごみの縦・横・高さを測ってから電話することで、手続きが円滑に進みますので、ご協力をお願いします。

◆粗大ごみ専用受付電話
☎(839)2002

●問い合わせ 環境都市推進課
☎(888)5709
(平日午前9時～午後4時)

情報公開・個人情報の ご相談は文書法制課へ

情報公開制度により、秋田市の公文書の開示を請求できます。また、個人情報保護制度では、市が

持っている個人情報を取り扱うルールを定めていて、どなたでも自分の個人情報について開示や訂正、利用停止を請求できます。なお、市役所1階の市民の座や市役所分館1階の資料閲覧コーナーでは、市政に関する資料などを自由にご覧いただけます。

◆開示を請求できるかた 情報公開

①市内に住所があるかた
②市内に事務所がある個人や法人、団体

③市内に通勤、通学しているかた
④市が行う事務事業に利害関係があるかた

◆対象機関(情報公開・個人情報)
その情報の本人。運転免許証など、本人確認ができる書類をお持ちください。

市長(※)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会、秋田公立美術大学、市立秋田総合病院

※市長事務部局 総務部、企画財政部、観光文化スポーツ部、市民生活部、福祉保健部、保健所、子ども未来部、環境部、産業振興部など。

◆対象となる公文書
職員(法人役員も含む)が仕事で作成

・取得した文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録などで、組織的に用いるために管理しているもの
【令和3年度の開示状況】
公文書 開示請求303件

請求に対する処理の内訳は、開示183件、部分開示14件、不存在5件、却下1件。不開示・存否応答拒否・取り下げは0件。おもな内容は、業務委託契約などに関する、落札金額や予定価格が分かる文書など。

◆個人情報 開示請求66件

請求に対する処理の内訳は、開示30件、部分開示25件、不存在8件、取り下げ2件、却下1件。不開示・存否応答拒否は0件。おもな内容は、自分の要介護認定関係資料や住民票などの発行履歴など。

●問い合わせ

文書法制課 ☎(888)5427

風しんの抗体検査・予防接種クーポン券の活用を

昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性へ、風しんの抗体検査・予防接種を無料で受診できる令和4年度用のクーポン券を送付しています。6月以降に秋田市へ転入されたかたには、8月末にクーポン券を送付します(有効期限は3月末で、使用は1回限り)。

また、妊娠を希望する女性やそ

の配偶者などへの抗体検査と予防接種の助成も行っています。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179

学校統合の地域協議を行っています



地域代表やPTA代表などによる、学校適正配置に関する地域協議を各地域で実施しています。

この協議の第2段階である学校統合検討委員会と、第3段階である学校統合準備委員会を次のとおり開催しますので、傍聴希望のかたは直接会場へお越しください。

時間は午後6時30分～7時30分。受け付けは先着順です。定員を超えた場合は、入場を制限する場合があります。

◆土崎中、将軍野中の第4回学校統合検討委員会：8月24日(水)、北部市民SC3階洋室で

◆土崎小、土崎南小の第7回学校統合検討委員会：9月2日(金)、北部市民SC3階洋室で

◆秋田西中、豊岩中、下浜中の第7回学校統合準備委員会：8月31日(水)、西部市民SC3階洋室で

●問い合わせ 学校適正配置推進室 ☎(888)5812



8月22日(月)～9月2日(金)
農地パトロールを実施

遊休農地などを確認するため、市内全域で現地調査を行います。調査の際は農地に立ち入ることもありませんので、ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ 農業委員会事務局
☎(888)5796

9月1日(木)～10日(土)
屋外広告物適正化旬間

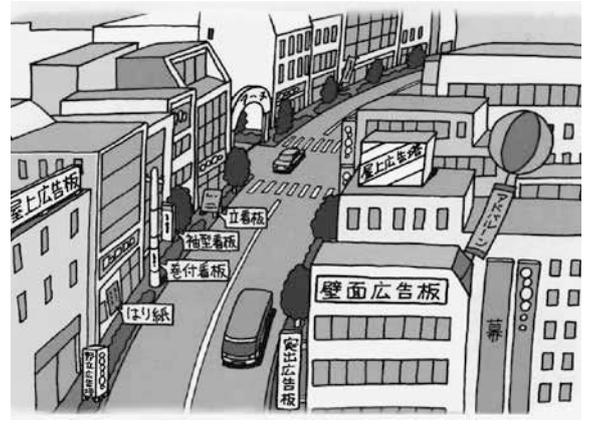
屋外広告物適正化旬間中、違反広告物の是正や安全管理の徹底を図るため、職員によるパトロールを実施します。

また、同期間中、市役所1階の市民ホールで、ポスターの展示やパンフレットの配布も行います。ぜひお立ち寄りください。

令和4年6月末現在
()内は前年同月比
令和4年度に移住した世帯数
53世帯(+20)
令和4年度に移住した人数
92人(+23)

県に移住希望登録をし秋田市へ移住したかた

人口減少・移住定住対策課
☎(888)5487



屋外広告物：屋外広告物法で、「常時または一定の期間、屋外で、公衆に対して表示されるもの」と定義されていて、一般的には建築物の屋上や壁面、地面に建てられている看板の総称です。その種類は右のイラストを参照してください。

◆屋外広告物を設置する場合は許可が必要です

市では、街の美観を維持し、市民に対する危害を防止するために、「秋田市屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物(看板など)の設置に関する規制、誘導を行っています。

市内で広告物を設置する際は、原則として市長の許可が必要です。広告を設置して許可を受けていないかた、これから設置する

る予定のかたは都市計画課へご連絡ください。
許可制度の内容や申請の流れなど詳しくは、市ホームページに掲載しています。

◆広報ID番号 1007492

◆安全点検は義務化されています

台風や地震などの自然災害や経年劣化により、屋外広告物に亀裂や損傷が生じる場合があります。そのまま放置すると、通行人などに危害を与えるなど重大な事故の原因となり、屋外広告物の所有者や管理者は賠償を求められたり、社会的な信用を損なう恐れがあります。

定期的な安全点検と災害時の安全確認をお願いします。

●問い合わせ

都市計画課 ☎(888)5764

地域の景観まちづくり活動を行う団体に補助

自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動を行う団体へ、助成金を交付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1007911

対家事業

市内の一定の地域を対象とした景観まちづくり活動に関する事業

で、地域の景観ルール導入のため、または地域の景観向上のために行うもの
対象団体
次のいずれかに該当する団体

- ①秋田市景観条例第16条第1項の規定により登録を受けた団体
- ②地域の景観まちづくり活動を行う団体で、市長が認める団体

●問い合わせ

都市計画課 ☎(888)5764

国民年金の手続きは電子申請が可能です

国民年金の加入手続きや保険料の免除申請、学生納付特例申請は、マイナンバーを利用した電子申請ができるようになりました。マイナンバーの情報を使ってスマートフォンなどで申請できるので、紙の申請書より簡単です。



なかなか手続きする時間がないかたでも、ご自宅ですべて申請でき、申請結果をマイナンバーで確認することもできます。

申請にはマイナンバーカードと、マイナンバーの利用登録が必要です。詳しくは、秋田年金事務所へお問い合わせください。

●問い合わせ

秋田年金事務所
☎(865)2392
音声案内「2」↓「2」

*8・9月に掲載した催しなどは、新型コロナウイルスの影響により中止・変更になる場合があります。また、会場では感染予防対策にご協力ください。